

令和8年度

長期研修員募集要項

(離島長期研修員)

市町村立小学校

市町村立中学校

沖縄県立総合教育センター

〒904-2174

沖縄県沖縄市与儀3丁目11番1号

TEL：098-933-7555

FAX：098-933-3233

URL：<http://www.edu-c.open.ed.jp/>

離島長期研修

沖縄県立総合教育センター

1 研修目的

本総合教育センターでの長期研修の受講が困難な宮古・八重山地区の教職員に対し、離島長期研修を実施し、両地区教職員の資質向上を図る。

2 応募資格

- (1) 宮古・八重山教育事務所管内の市町村立小学校又は中学校に、教諭として勤務していること。
- (2) 原則として、通算3年以上教職を経験していること。
- (3) 原則として、県内外の長期研修修了後5年を経過していること。
(「へき地教育」への応募については、修了後3年を経過していること。)
- (4) 次のア、イに該当しないこと。
ア 5年経験者研修の対象者(原則)
イ その他、次に挙げる者
 - ①本センター以外の教育機関長期研修応募者
 - ②大学院等の応募者
 - ③県内他校種人事交流応募者
 - ④県内外大学附属学校人事交流応募者
 - ⑤他県等の人事交流応募者
 - ⑥主幹教諭候補者選考等の応募者
 - ⑦その他、上記に類する併願希望者

3 研修期間

令和8年4月1日～ 令和8年9月30日

4 研修時間

8:30～17:00(昼休み12:15～13:00)

5 募集する教科・領域等

研修班名	教科・領域等
教科研修班	国語、社会、算数・数学、生活、音楽、図画工作・美術、体育・保健体育、外国語活動・外国語総合的な学習の時間、特別の教科 道徳、特別活動、へき地教育
教育経営研修班	キャリア教育、生徒指導・教育相談
特別支援教育班	特別支援教育

- 6 募集人員 宮古教育事務所・・・1名
八重山教育事務所・・・1名

7 研修内容

- (1) 研究テーマは、本県の教育課題を踏まえた任意のテーマとするが、その具体的な成果を広く学校現場に還元できる内容とする。
- (2) 各自のテーマについて調査・研究及び実践を行い、報告書にまとめて発表する。
- (3) 当該教育事務所に出勤し、そこで研修を行う。本総合教育センター及び教育事務所の担当主事の助言を受ける。

8 応募書類

- (1) 応募書類(応募書類は返却しない)
 - ア 様式1-1(長期研修申込書)・・・4通(原本1通 写し3通)
 - イ 様式2(校長の推薦書)・・・4通(原本1通 写し3通)
 - ウ 様式3(テーマ及びテーマ設定の理由)・・・4通(原本1通 写し3通)
- (2) 注意事項
 - ア 希望教科・領域等も記入すること。また、第2・第3希望があれば、記入すること。
※第2・第3希望は、第1希望と異なる班・教科・領域・期間を記入してよい。第2希望、第3希望において、異なる指定テーマで応募する場合は、その異なるテーマで様式3を作成し提出すること。
 - イ 様式3(テーマ及びテーマ設定の理由)は所定の用紙を使用し800字程度にまとめて提出する。

9 提出期限及び方法

- (1) 校長は、応募書類各4通（原本1通、写し3通）を令和7年9月19日までに、市町村教育委員会教育長へ提出する（郵送）。
- (2) 出願者は、令和7年9月19日までに、「様式1」を本総合教育センターに「Excel データ」でメール提出をすること（鑑不要、様式1のみでよい）。データ提出先：県立総合教育センター教育経営研修班 研究主事 知念豪一郎 chinengo@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 市町村教育委員会教育長は、応募書類各3通（原本1通、写し2通）を令和7年9月26日までに、教育事務所長へ提出する（応募書類の写し各1通は市町村教育委員会で保管してください）。
- (4) 教育事務所長は、応募書類各2通（原本1通、写し1通）並びに推薦書（様式4）を令和7年10月10日までに、本総合教育センター所長へ提出する（応募書類の写し各1通は各教育事務所で保管してください）。

10 結果の通知

選考の結果については、関係学校長及び関係機関の所属長へ下記のとおり通知する。

- (1) 第1次選考結果については、令和7年12月下旬に通知する。
 - (2) 最終選考結果については、令和8年2月下旬に通知する。
- ※但し、研修等定数の確定が遅れる場合には、選考結果の通知も遅れることがある。

11 変事の対応

校長は、応募した所属教員の長期研修について困難な状況が生じた場合は、その時点で速やかに本総合教育センターの長期研修募集担当者へ連絡する。同時に市町村教育委員会、及び教育事務所の担当者へ連絡する。その後、関係機関との調整を経て必要な事務手続きを進める。

12 その他

- (1) 入所式等の本総合教育センターでの研修において、本センター宿泊施設の利用を希望することができる。その場合、担当主事を通して本総合教育センター総務班と事前に調整すること。
- (2) 研修の成果として開発された教育ソフトや著作物の著作権は、本総合教育センターに帰属する。
- (3) 市町村立小中学校教諭において「中堅教諭等資質向上研修」の受講年度に長期研修（半年研修・1年研修）を受講した場合は、それを以て一部免除できる。